

消防庁告示第十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の五第二項、第三項、第五項、第七項及び第十項の規定に基づき、登録講習機関の登録の基準等を次のように定める。

平成十四年十一月二十八日

消防庁長官 石井 隆一

第一 申請書の様式

消防法施行規則（以下「規則」という。）第四条の二の五第二項の申請書の様式は、別記様式第一によるものとする。

第二 申請書に添付する書類の記載事項

規則第四条の二の五第二項の申請書に添付する書類に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 定款又は寄附行為に関する事項
- 二 役員の氏名
- 三 法人の登記簿の謄本
- 四 防火対象物点検資格者講習（以下「講習」という。）の受講料、免状交付手数料その他の講習を受けようとする者から徴収する料金（以下「料金」という。）に関する事項
- 五 講習の事務（消防庁長官が別に定める講習の内容の作成、講習の実施、講習の修了の判定、免

状の交付及び回収、講習の実施並びに免状の交付及び回収に係る苦情処理その他の講習の実施に必要な事務をいう。以下同じ。）を取り扱う日及び時間に関する事項

六 講習の事務を取り扱う事務所及び当該事務所が担当する講習の実施地に関する事項

七 講習の事務に関する実施体制に関する事項

八 講習の事務に関する秘密の保持に関する事項

九 講習の事務の実施方法に関する事項

十 規則第四条の二の四第四項の免状（以下「免状」という。）に関する事項

十一 規則第四条の二の五第十項の帳簿（以下「帳簿」という。）の管理に関する事項

第三 登録講習機関登録簿に登録する事項

規則第四条の二の五第三項の登録講習機関登録簿に登録する事項は、次のとおりとする。

一 登録番号

二 登録年月日

三 登録講習機関の名称及びその代表者の氏名

四 登録講習機関の所在地

第四 登録の基準

規則第四条の二の五第五項の基準は、次のとおりとする。

- 一 講習の事務を適確に実施するための組織体制を有し、かつ、当該組織の事務分掌が明確にされていること。
- 二 講習の事務に従事する担当役員を置き、当該担当役員の責任の下において講習の事務が行われることが講習実施規程（以下「規程」という。）に定められていること。
- 三 講習の事務に関して知り得た秘密を漏らさないための必要な措置が規程に定められていること。
- 四 講習の実施日程、会場、講師の選任及び解任の要件、教材、講習の修了の判定基準、免状の交付及び回収の方法その他の講習の事務の実施に必要な事項に関する計画が、講習の事務を適確に実施するために適切なものであること。
- 五 講習の事務の一部を委託する場合には、委託先の選定に係る要件及び当該委託先の責任の範囲が規程に定められていること。
- 六 第四号の講習の事務の実施に必要な事項に関する計画の適確な実施に必要な経理的な基礎を有していること。
- 七 料金が、公正妥当なもので、かつ、講習の事務の能率的な運営の下における適正な原価を基礎とし、講習の事務の健全な運営を確保することができるものであること。
- 八 講習の事務を適確に実施するための事務所及び講習会場を有し、又は講習会場を容易に確保することができること。

- 九 講習の事務を適確に実施するための必要な能力を有する職員が必要数確保されていること。
- 十 消防法令の改正その他の状況の変化に対応して、講習及び修了考査の内容の見直しを適確に行うことができる体制を有していること。
- 十一 防火対象物点検資格者がその資格を喪失した場合における免状の回収その他の必要な措置を行うための手続が規程に定められていること。
- 十二 講習を受けようとする者（以下「講習受講希望者」という。）のうち特定の者に対し、料金、受講申請書の受付の順位等について、不当に差別的な取扱いを行わないための必要な措置が規程に定められていること。
- 十三 全国の講習受講希望者に対し、講習の実施地、実施頻度等について、不当に差別的な取扱いを行わないための必要な措置が規程に定められていること。
- 十四 講習の事務以外の業務（以下「他の業務」という。）を実施している場合には、講習の事務に係る収支について、特別会計を設け、又は他の業務と区分して経理を行っていること。
- 十五 防火対象物点検の業務その他講習の事務の公平を損なうおそれのある業務を実施していないこと。

第五 変更届出に係る書類の様式

規則第四条の二の五第七項の届出に係る書類の様式は、別記様式第二によるものとする。この場

合において、同項の規定により、当該届出に係る事項を確認できる書類を添付するものとする。

第六 帳簿の記載事項

帳簿に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 講習を実施した年月日
- 二 講習の実施地
- 三 講習受講者の氏名、本籍、住所及び生年月日
- 四 講習の修了の有無
- 五 免状の交付年月日及び交付番号

附 則

この告示は、平成十五年十月一日から施行する。